

老朽原発の美浜3号機、高浜1,2号機が3機とも再稼動されてしまいました。一方、福島からの処理汚染水の放出はすでに3回目です。今こそ私たちは結集して声をあげましょう。12/3大阪で1万人集会に参加しまし

ょう!ALPS 処理汚染水差止訴訟を応援しましょう!

【報告】9/20 40 年廃炉訴訟 口頭弁論 被告が何を反論してきたか?

高浜1・2号第28回 + 美浜3号第26回

■午前の高浜1.2号機の裁判

【トイレのないマンションは違法】

伊神喜弘弁護士は、規制委が使用済み核燃料(放射性廃棄物)の審査基準を定めず、原発の設置と延長運転を許認可したのは違法であると主張しました。国は、原発の運転、使用済み核燃料の中間貯蔵、再処理、廃棄とそれぞれの分野別・段階別安全規制をしていると言います。しかし実際は、中間貯蔵・再処理・廃棄は進まないのに、運転だけ行ってきたため、それによって、危険な使用済核燃料の量が増大し、保管期間が長期化しています。これは原子力規制委員会設置法第一条の法の目的にも反していると国を批判しました。

【火山について、被告の反論 vs 中野弁護士の弁論】 鳥取県の大山がもし噴火した場合、降ってくる火山 灰など(降下火砕物)の量や気中濃度は高浜 1,2号機 と美浜3号機の安全性に大きく影響してきます。

中野宏典弁護士が弁論更新の中でこの日追及したのは、2倍以上に見直した噴出量による影響評価は保守性を食い潰しているだけであることです。

大山生竹噴火 (DNP) について、規制委は 2019 年に、 当初考えられていた噴出規模の想定を約 5km³から約 11km³に引き上げました。過去の文献 (1989 年) で京 都市越畑地点で 30cm の層厚が記録されていたのに、 これを見逃していたのです。規制委は調査の上、降下 火砕物の最大層厚を高浜で 27cm、美浜で 22cm と認 めました。

しかし、施設が許容できる層厚を超えてしまったため、こともあろうに規制委は評価のしかたを変え、本来の許容層厚ではなく、許容「限界」を超えなければ良いことにしたのです。

また、中野弁護士は、堆積した降下火砕物は時間が



佐久間隆裁判官 剱持亮裁判長 小野啓介裁判官

経てば風化で削られたり、自重や新たな堆積物で圧し 潰され (圧密) るから、実際の堆積当時の層厚さは 2~ 3 倍になるかもしれないことも指摘しました。

さらに、後藤政志氏の意見書にもとづき、降灰時に人力で発電機のフィルター交換をしていては間に合わないことなどを説明しました。

被告国側のプレゼンでは、なぜ既往最大の噴火であった大山倉吉噴火(DKP)を除外し、それより小さいとされる大山生竹噴火(DNP)を最大として考慮対象としたのかの説明がなされました。大山火山の活動履歴から、現代は低噴出率期であり、DKPがあった高噴出率期とは異なること。それは噴出物の化学組成やマグマだまりの深度などからも裏付けられていると述べたうえで、DNPの降下火砕物の層圧評価は妥当だと主張しました。

【次回期日】

来年4、5月に証人尋問も決まり、終盤です。 裁判官の席から傍聴席はよく見えるそうです。 どうか傍聴をお願いいたします!

2023 年 12 月 8 日 (金) 名古屋地裁 2 号法廷 9:40~ 名古屋地裁南で原告受付&ミニ集会 高浜 1.2 号機 10:30~ 第 29 回口頭弁論

・プレゼンは未定です

美浜 3 号機 13:30~ 第 27 回口頭弁論

- ・期日間の新聞報道から見る原発問題 北村弁護士
- *被告側のプレゼンがあるかどうかはわかっていません。
- *裁判後、報告集会@桜華会館2階「富士桜」 報告集会は Zoom 配信あり。ホームページをご覧 ください。

想定層厚は、もともとの許容値を上回っている(甲D187·p2)

高浜 1·2号 美浜 3号機	機 ⇒ 許認可ベースでは <u>19</u> ⇒ 許認可ベースでは <u>20</u>			to the same of the	
	建屋名 許容層厚(cm)				高浜1,2 想定層厚27㎝
高浜 1・2 号機	外部しゃへい建屋	許認可※	許認可ベースの評価	部材評価 100以上	許容層厚を超過
	原子炉補助建屋		19	64	
	燃料取扱建屋		19	63	
	中間建屋	10以下 -	31	100以上	
	ディーゼル建屋		20	73	
	制御建屋		20	39	
美浜 3 异槲	外部しゃへい建屋		31	100以上	
	原子炉補助建屋		20	78	美浜3 想定層厚22㎝
	燃料取扱建屋		20	32	
	±887#₽		24	10017	心ル门目子ととい

31

20

20

※ 許認可では、30日の短期荷重に対して、除灰を前提。

ディーゼル建屋

中間建屋

制御建屋

甲D187·p2 加筆

許容層厚を超過

しかしながら、これらの理屈は既に原告側がこれまでもその主張の欠陥を指摘していたものです。中野弁護士は、プレゼンの順番が被告側の後だったら良かったのにと残念がっていました。

■午後の美浜3号機の裁判

3号機

【原発再稼働は電力不足対策にはならない】

中根祐介弁護士が批判したのは、ウクライナ侵攻・ 電力需給ひっ迫に伴い燃料価格が高騰したから原発の 再稼動が必要という言説です。2022 年 6 月に東京エ リアで電力がひっ迫したのは、記録的な空梅雨・猛暑 が6月に起こり、火力発電所などが7-9月の需要期前 の通常の点検中だったから。高浜3号機では3月に見 つかった伝熱管の破損がまだ修理できておらず、電力 供給していませんでした。老朽設備は安定稼働に不安 がある上、そもそも原発は柔軟に出力を調整できませ ん。必要なのは、需要に合わせて供給を調整できる柔 軟な電力システムであり、需要ピークをずらしたり、 余っている時間帯に蓄電したりするデマンド・レスポ ンスです。長期的には再エネ・省エネを進めることで す。また、コストについても再エネに対して優位でも ないことを説明し、危険な原発はやめるべきと主張し ました。

裁判官が電力不足に原発は必要との言説に惑わされず、本件許認可の違法性を断罪してくださるよう、このプレゼンを行いましたが、内容がわかりやすくて傍聴者にも好評でした。ぜひ、ホームページ掲載の準備書面を読んで広めてください。

【この間の新聞記事から】

北村栄弁護団長は、世論調査で 60 年超の原発の運転を支持しない声が 71%に上ることなど、新聞記事か

ら報告しました。規制委員会と原子力規制庁の非民主的な体質や、未だ福島被災者の皆さんの苦悩などの記事もとりあげ、二度と事故を起こさないよう、真摯に向き合う大きな責任が私たちにあると締めくくりました。

100以上

100以土

74

【被告の反論:美浜の震源極近傍の地震動について】

被告は美浜原発について、白木-丹生断層と C 断層は設置許可基準の規則の「震源が敷地に極めて近い場合」には該当しないとの反論を展開しました。美浜原発はそれぞれ 1km 強、2km 以上離れている、極近傍とは250m の近さだと主張しました。

しかし、これに対してはすでに甫守一樹弁護士が前々回6月の裁判の中でも、一般的な論文や地震本部の報告書では「極近傍」とは2kmとか数kmとしていると述べていました。このように震源が近いと、地震動を計算する経験式ももはや通用しないので、新規制基準でも特別な考慮が要求されています。

活断層の間際の老朽原発、美浜3号が稼働を続けるのは恐怖以外ありません!

<次々回の期日>この次の期日は証人尋問です。 2024年3月5日(火)名古屋地裁2号法廷 高浜1.2号機 10:30~ 第30回口頭弁論 美浜3号機 14:30~ 第28回口頭弁論

【お詫びして訂正いたします】

前号 No.25 の p.1 の 6/9 口頭弁論報告で、高浜と美浜 それぞれの口頭弁論の回数を誤って記載しました。 正しくは、高浜は第 27 回、美浜は第 25 回です。

また、次回期日のご案内で、中根弁護士のお名前を「仲根弁護士」と誤って記載しました。

申し訳ありませんでした。

-^直接対決!-

【予告】原告 vs 被告それぞれの専門家を証人尋問 2024 年 4/26(金) +5/10(金) 午前・午後

9月20日の口頭弁論では、証人尋問の日程が決まりました。来年の4月26日と5月10日です。

中性子照射脆化について、原告側・被告側それぞれ 2人ずつ採用されました(下記)。原告側は、中性子照 射脆化について意見書を書いてくださった原発老朽化 問題研究会から井野博満さんと高島武雄さんです。井 野さんには破壊靭性遷移曲線について、高島さんには PTS 状態遷移曲線と PTS 評価についてについてご証 言いただく予定です。

今後、原告側が被告・国が提出した反論書面を検討して、必要があれば再反論し、それを踏まえて、裁判所が尋問で重点的に聞きたいことを提示するそうです。 裁判所の質問事項をもとに証人尋問の準備を進めることになります。

原告側からは、美浜事件の震源極近傍問題で意見書を書いてくださった野津厚さんも証人申請しましたが、被告からの反論の書面への原告からの再反論を踏まえて裁判所が判断するとして、保留となりました。

証人尋問が終われば、最終弁論となります。

口頭弁論も残すところあとわずかです。

どうか傍聴をよろしくお願いいたします!

2024年4月26日(金)名古屋地裁2号法廷

午前・午後 証人尋問 破壊靭性遷移曲線について

原告 井野博満証人

被告 鈴木雅秀証人

午前:主尋問 井野博満証人 鈴木雅秀証人 午後:反対尋問 井野博満証人 鈴木雅秀証人

再主尋問・補充尋問 井野博満証人 鈴木雅秀証人

2024年5月10日(金)名古屋地裁2号法廷

午前・午後 証人尋問 PTS 状態遷移曲線と PTS 評価について

原告 高島武雄証人

被告 中村秀夫証人

午前:主尋問 高島武雄証人 中村秀夫証人 午後:反対尋問 高島武雄証人 中村秀夫証人

再主尋問・補充尋問 高島武雄証人 中村秀夫証人

※主尋問・・・ 申請した側の代理人が質問するもの

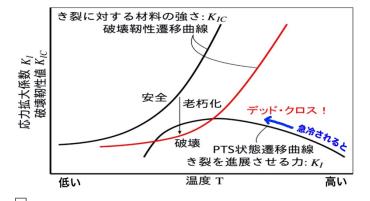
※反対尋問・・・ 申請した側の敵側の代理人が質問す

るもの

※補充尋問・・・ 裁判官が質問するもの

被告側証人の意見書はホームページに掲載。

亀裂に対する材料の強さ 「原子炉の耐久性」 (破壊靱性値) > 亀裂を進展させる力 「加圧熱衝撃」 (PTS) (応力拡大係数)



【速報】高浜1号機 50年超運転へほとんど止まっていたのにデッドクロスに近づく

関西電力は 11/2、来年 11/14 に運転開始から 50 年を迎える高浜原発 1 号機について高経年化技術評価を行い、長期施設管理方針を策定して、50 年超運転のための保安規定変更認可申請を行ったと発表しました。

関電が提出した評価書で、5回目の監視試験片の取り出し結果を見たところ、シャルピー試験片の実測値の脆性遷移温度が、前回 99°C→今回 105°Cと上昇していました。脆性遷移温度が高くなったということは、脆化が進んだ、もろくなったということです。

核燃料の入った原子炉容器は取り替えできません。 長年、中性子を浴びるともろくなるので、原子炉容器 と同じ鋼材の試験片を炉内に入れておいて定期的に取 り出して試験を行い、もろさを調べます。

高浜1号機の前回の試験片取り出し(4回目)は2009年9月で、その後、2011年1月に定期検査で停止したまま、2021年7月20日に5回目の取り出しを行っているため、ほとんど停止していたにもかかわらず、脆化は進んでいました。

60 年時点の脆性遷移温度の予測値は、40 年目の評価より $1 \, \mathbb{C}$ 下がり、 $96 \, \mathbb{C}$ としています。停止期間を反映したようです。

それでも、PTS評価の図では、破壊靭性遷移曲線とPTS状態遷移曲線がさらに接近した結果となっていますく次ページ>。破壊靭性試験結果がよくなかったとみられます。(PTS評価:2つの曲線が交わらないかを確認します。交わるとデッドクロスと言って、原子炉容器の脆性破壊を意味します。)

しかし、関電の評価書では、破壊靭性試験結果が示されていません。規制庁によると、今後の審査の中で 提出されるかもしれないとのことでしたが、なぜ最初から出さないのでしょうか。

中性子照射脆化の問題について、原子力規制を監視する市民の会が主催する規制庁との意見交換が11/30にオンラインで開かれます。この高浜1号機の中性子

照射脆化の評価についても事前質問を出していただき ました。

どなたでもご参加いただけます。

原子力規制を監視する市民の会のホームページから Zoom 参加登録をお願いいたします。

<オンライン会合>原子力規制庁に聞く 老朽原発の危険性~原子炉圧力容器の劣化監視問題~ 2023 年 11 月 30 日(木)

13:00~13:50 事前解説 服部成雄さん(元原発技術者)他

14:00~15:30 原子力規制庁との意見交換

主催:問合せ 原子力規制を監視する市民の会

090-8116-7155 (阪上)

https://kiseikanshi.main.jp

原子力規制委員会 掲載日:2023年11月2日 関西電力(株)から高浜発電所の原子炉施設保安規定変 更認可申請書を受理

https://www.nra.go.jp/disclosure/law_new/RTS/300001577.html

高浜発電所 1 号炉 高経年化技術評価書(別冊 1/4) https://www.nra.go.jp/data/000458046.pdf 286 枚目(「原子炉容器」の p.30)の図に、40 年目 の評価(関電)を重ねてみました。 【抗議】杉本福井県知事が関電原発内乾式貯蔵容認 10/22 使用済み核燃料の行き場はないぞ!全国集会

関電は、今年末までに、使用済み核燃料の中間貯蔵 施設建設地を確定できなければ老朽原発3基を止める と福井県に約束して、福井県知事から老朽原発再稼働 の同意を得ました。

そして今年6月、関電は突然、高浜原発の使用済み 核燃料の一部200トンをフランスに研究用に搬出する 計画があるとして「約束は果たした」と一方的に表明。 これまで関電は、中間貯蔵施設は2000トン規模とし ていましたから、約束を果たしたなどと言えないこと は明らかです。これについて福井県が国の説明を求め ていました。

その後、10/10 に資源エネルギーと関電が福井県を訪れて、副知事と議会に説明。関電は「使用済燃料対策ロードマップ」を示しましたが、新たなことは原発構内に乾式貯蔵施設を造るということだけ。乾式貯蔵施設は、あくまでも中間貯蔵施設への円滑な搬出のためとして全体の貯蔵容量は増やさないとしていますが、貯蔵年限も規模もどこに造るかも今後検討するとして明らかにせず。

議員からは、すぐに判断できない、約束を果たしたと言えない、老朽原発3基を止めないのかなどの声が

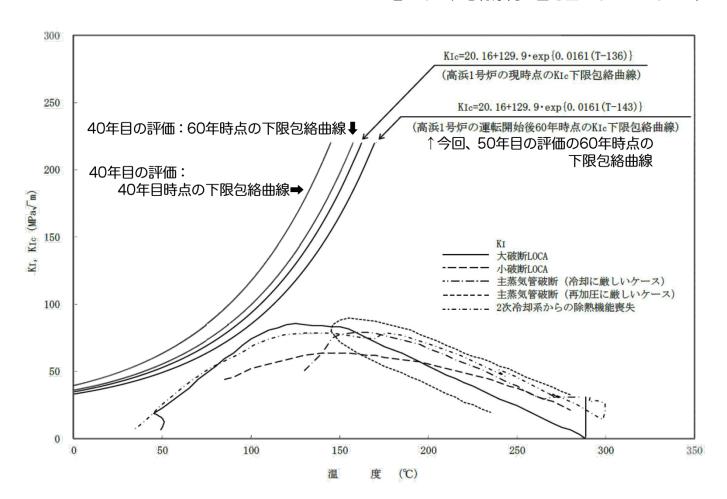


図2.3-4(1/3) 高浜1号炉 原子炉容器胴部(炉心領域部)中性子照射脆化に対するPTS評価結果 [深さ10mmの想定集裂を用いた評価]

多く出されましたが、推進派の議員は、これで進めて ほしいと発言。

しかも、このロードマップを、関電は事前に立地市町には説明していないと述べました。午後の知事の説明では、午前に副知事が立地市町の首長と WEB 会議で関電の説明に対する意見を聞き、立地市町の首長も評価したとのことでした(会議はわずか30分)。立地市町の首長らは議会に意見を聞いていません。

このような状況で、杉本知事は、10/13 には、関電の森望社長と西村康稔・経済産業相と相次いで面談し、関電のロードマップを了承してしまいました。年末までまだ時間はあるのに、なぜこれほど急ぐのか。

こうした情勢下での全国集会となり、全国から 500 人が集まりました。

愛知からは2名ほどしか参加できませんでしたが、 集会では、40年廃炉訴訟市民の会から参加しました! と事務局の柴山がごあいさつさせていただきました。

【美浜3号】11/16 運転期間延長認可されて早7年 福井地裁と大阪高裁の仮処分は年内終結

П-

美浜原発は活断層に囲まれ、当訴訟でも、地震の問題が大きな争点となっています。危険な老朽原発美浜3号機が2016年に運転期間延長認可されて、11/16に丸7年となりました。40年廃炉訴訟市民の会では、高浜1、2号機と美浜3号機が延長認可された日に街宣などを行っています。今回は、翌日の関電東海支社前金曜行動に集まって抗議の意思を示しました。

美浜3号機は1976年12月1日に営業運転開始なので、もうすぐ47年となります。2022年8月30日に国内初40年超運転として再稼働しましたが、2023年10月25日に定期検査のため停止しました。2024年2月に運転再開を予定しています。このまま停止、そして廃炉へ!

また、美浜3号機、高浜1号機に続き、高浜2号機が9/15に再稼動、10/16に営業運転を再開しました。 関電の国内3基目の40年超運転となりました。私たちは全力でこの3機の老朽原発を止めていきましょう。

7日も早い脱原発を! 定例宣伝に 参加しよう! 関西電力東海支社前金曜行動 毎週金曜日18:30~19:30 地下鉄高岳駅1番出口前 中部電力本店前金曜行動 毎週金曜18:00~19:00 地下鉄栄駅5番出口徒歩7分 少しのお時間でもぜひご参加ください☆ このほかにも、各地で毎週、隔週、毎月などの街頭宣伝が続けられています。市民の会のSNSでご紹介してきます。

< 大阪地裁→大阪高裁と福井地裁で進行中の仮処分> 大阪高裁では福井や関西の債権者(住民)8名が、福

井地裁では福井県民の債権者 10 名が、美浜3号機運転禁止の仮処分を求めています。40 年廃炉訴訟弁護団からも参加しています。

【福井地裁】

9/22 の第3回審尋では、裁判所が、11/7 に予定しているプレゼンで次の2点について説明するよう求めた。

①関電に対し、炉心損傷に至る最悪シナリオでどのくらいの時間で炉心損傷に至るのか、それまでに対処できるのか。

②震源が極近傍にある場合、なぜ特別な考慮をしなくてはいけないのか。

一般的には地下3~4km の深いところの岩盤が壊れて地震が起きて届く地震動を想定しているが、断層が近い場合には、それより浅い表層地盤が割れるエネルギーを考慮しなくてはいけない。これに対して関電は、そのこと自体は概ね認めるが、C断層と白木一丹生断層が動いたとしても、表層の部分から発するエネルギーは大したことはない、ほとんど変位もしないから考慮する必要がないという意見書を出してきた。

裁判所は、距離だけの問題なのか、表層からどの程度の地震動が発するのか、いくら近くても活動した時のエネルギーが小さければ特別な考慮しなくていいと考えでいいのか。そうだとしたときに、C断層や白木ー丹生断層が活動した時に考慮しなくていいようなものなのかと尋ねた。

11/7の第4回審尋は、2時間の時間をとって、債権者(住民)側と関電がプレゼンを行った。裁判長は、震源極近傍問題に関心が集中していると述べ、関電にポイントをついた質問をしていた。

債権者側は、このほか、背景としての老朽化の問題、 深層防護の第5層の避難計画に実効性がない問題、基 準地震動以下でも壊れる恐れがある主給水ポンプの問 題についてもプレゼンを行った。

老朽化については、40年廃炉訴訟の藤川弁護士が担当。美浜3号機の工事計画認可は1972年なので設計コンセプトは半世紀以上前!と指摘した。

関電は、最も早い炉心損傷までの時間は、3、4時間と説明した。震源極近傍問題については、これまでは、浅部断層からは短周期はでなくて長周期の地震動しか出ない、それだけ考えればいいと言っていたのに、プレゼンの中で全く出ないわけでないと代理人が説明した。関電の準備書面では書いてないので、裁判長が今まで言ってましたかと質問。

債権者側は基準地震動のガイドでは、「浅部における断層のずれの進展の不均質性が地震動評価へ及ぼす影響を検討する」と書いてある。不均

質であることが短周期地震動をもたらすので、不均質

性を考慮すると書いてあるのは、短周期を考慮するということ。これは地震学者の常識であると主張している。原発の建物・機器は硬いので、短周期の揺れに弱い。そのため、短周期地震動の評価は重要。

次回で審尋を終える予定。決定は3月とみられる。

第5回審尋 2023年12月12日(火)

【大阪高裁抗告審】

10/11 第5回審尋では、次回 12/13 のプレゼンについて、裁判所が説明を求める事項が示された。

- ・震源極近傍の場合に特別な考慮を求める規定ができるまでに、専門家でどのような議論がされたのか。極近傍が何 km かは、基準が定められているわけではないので、専門家の議論がどうだったのか。
- ・なぜ極近傍の場合に考慮が必要なのか。野津意見書、 川瀬意見書が完全に対立している。野津氏は、原発に 影響するのは短周期地震動であり、震源が近い場合は 影響するので評価しなければならないとする。川瀬意 見書は、震源が近い断層が動くと地層がずれて永久変 位が生じるので、これを評価するのが基準地震動のガ イドの規定の趣旨だとする。

裁判所は次回で審理を終えたい意向。

第6回審尋 プレゼン 2023年12月13日(水) 14:00~16:00

【案内】 名古屋高裁避難者訴訟 11/22 に判決

愛知、岐阜に避難された方々の東電福島原発事故損害賠償請求訴訟の控訴審の判決言い渡しは、11月22日(水)11時より名古屋高裁1号法廷で行われます。

1 審名古屋地裁は、国の責任を認めませんでした。 名古屋高裁は、原発事故被害の深刻さと正面から向き 合い、二度と原発事故を起こさないために国の規制権 限不行使の責任を認めるよう強く求めます。

担当は、名古屋高裁民事第1部: 松村徹裁判長、入江 克明裁判官、本松智裁判官。

くお問い合わせ先>

原発事故損害賠償請求訴訟愛知・岐阜 福島原発事故損害賠償愛知弁護団

TEL: 052-414-7338

だまっちゃおれん 原発事故人権侵害訴訟・愛知岐阜 【HP】https://damatchaoren.wordpress.com 【E-Mail】damatchaoren@gmail.com

【報告】原発事故汚染水放出について公開質問状 ALPS 処理汚染水差止訴訟は第2次提訴 福島第一原発から、3回目の汚染水放出が11/3に始まりました。10/25に作業員5人が放射性物質を含む廃液を浴びるトラブルがあり、東電の安全管理に不安をぬぐえません。

今年8月に韓国の活動家イ・ウニョンさんが、汚染水の放出に反対してソウルから東京・国会まで徒歩行進しました。彼に呼応して愛知でも急遽、実行委員会を立ち上げ、私たち市民の会の草地共同代表や武藤事務局次長も呼びかけ人となりました。

この「放射能汚染水海洋放出ストップ日韓市民行進あいち実行委員会」は、汚染水放出について公開質問状を愛知県選出の国会議員と経済産業委員会のメンバーの国会議員に送りました。回答をしたのは 96 人中たった 9 人でした(実行委のメンバーは、締め切り前に手分けをして各議員事務所に回答のお願いの電話かけもしたのですが)。国会議員の関心の低さや国会での議論が圧倒的に不足していることが分かります。私たちは、厳しい目を向け続けなければなりません。

なお、この実行委員会は、1月に報告集会を開催して解散します。

質問内容と回答は、「汚染水の海洋投棄を止める運動連絡会」HP に掲載していただきました。

https://www.stoptheosensui.com

【ALPS 処理汚染水差止訴訟は第2次提訴】

11/9、福島地裁に「ALPS 処理汚染水差止訴訟」第2次提訴が行われました。第2次提訴では新たに漁業者・漁業関係者、市民212人が原告となり、第一次提訴の151人とあわせ、原告数は363人となりました。応援しましょう。

詳しくは訴訟のホームページをご覧ください。 https://alps-sashitome.blogspot.com/

【toold40 インタビュー】

河田昌東(筆頭原告・分子生物学)その2 「四日市公害と闘う市民兵」は、

チェルノブイリ・福島被災者を救う

河田昌東(まさはる)が四日市公害に関わり始めたのは、名古屋大学の助手になったばかりの頃だった。 名大災害研究会の一員として 10 年、四日市に通うことになった。

石油化学コンビナートが立ち並ぶ四日市は高度成長の象徴だった。コンビナートから放出される亜硫酸ガスなどが大気を汚染し、住民は「四日市ぜんそく」に苦しめられた。1967年、9人の原告が石原産業などコンビナート6社を津地裁四日市支部に訴えた。河田等は三重大学医学部の調査に協力して、約2000人の患者

を1軒1軒アンケート調査した。いつから、どんな不調が出たか、風向きがどんな時かなど、1年かけて調べた。原告は和解を拒否、ついに1972年に全面勝訴の判決を獲得した。

しかし、石原産業は反省していない。四日市港に硫酸廃水を「海水が中和するから」と偽りを言って垂れ流していた。住民は1971年刑事告訴し、10年かかって勝訴を勝ち取った。この時も河田ら「四日市公害と戦う市民兵の会」は四日市港の「赤い水」サンプル調査を行った。

石原産業は三度、問題を起こした (2004 年に発覚したフェロシル ト事件)。ウランやトリウムなどの 自然放射性物質を高濃度に含むチ タン廃棄物をリサイクル材「フェロ シルト」と偽って土壌埋め戻し材と して販売したり、各地に投棄した。 河田らの測定ではフェロシルト埋 設地の放射線量は毎時0.3マイク ロシーベルトだった(ガイガーカウ ンターにより γ 線、 β 線を地表で計 測)。放射能を含む膨大な量のフェ ロシルトは岐阜県や愛知県の山中 等に投棄されたが、愛知や岐阜、三 重の市民グループが埋設地からの 撤去を求める運動をおこした。基準 を超える六価クロムやふっ素が検

出されたことで行政もようやく撤去を求める姿勢となり、各地のフェロシルトは撤去された。不法投棄は刑事事件となり、当時の副工場長ら2人が責任を問われたが、社長や他の役員の責任はうやむやのままに。1 審で実刑判決となった元副工場長は控訴し、2007 年に実刑判決が確定し、収監された。市民グループは責任追及のため株主代表訴訟を起こし、2012 年に1審大阪地裁は、元取締役ら3人に対して、それぞれ485億円、254億5050円、101億8020万円の損害を石原産業に対して支払うように命じた。双方が控訴し、2014年に大阪高裁で和解が成立した。

石原産業だけではなかった。四日市裁判の勝訴を知ったいなべ市 (旧藤原町) の住民から、小野田セメント (現・太平洋セメント)の粉塵汚染を調べて欲しい、と名 古屋大学災害研究会の河田らに依頼があった。現場に行くと、粉塵は眼鏡にプチプチあたるのを感じるほどで、真夏にも拘わらず雪が降ったように屋根や庭の木が真っ白だった。分析でカドミウムを高濃度に含んでいることが明らかになった。藤原町の農家は知らずにカドミウムで汚染した土壌で米作りをしていた。当時、土壌汚染防止法により、コメのカドミウム含有量が0.2ppm 以下なら販売可、0.4ppm 以上は販売不可で

国が買い取った。しかし、1ppm 以上だと耕作が禁じられていた。その1ppm以上の米が出たのだ!農民6人が裁判に訴えた。

小野田との因果関係を証明するのは難しかった。セメントにはカドミウムがゼロだったからだ。河田らが突き止めたのは、もともと石灰岩に含まれる 1-2ppm のカドミウムがセメンと製造工程で濃縮され、40ppm の粉塵となって拡散し、水田土壌に積もることだ。1982 年、津地裁四日市支部が「住民側勝訴」の判決を出し一審で確定した。判決の日、河田は原告側の証人

の一人として、裁判所職員と一緒に小野田セメントの事務所で 損害賠償金を差し押さえた。生まれて初めて札束を数えた河田 は、200万円の厚さを今も覚え ている。

一方、大阪万博の年 1970 年に、若狭湾に美浜 1 号機と敦賀 1 号機が運転を開始した。放射能の知識がある河田は反原発きのこの会の設立に加わった。米国スリーマイル原発の事故の 1 年後(1980年)には中部電力本社を 1500 人で取り巻き、公開討論を行った。そして 1986 年に大事故が起きた。ソ連のチェル

ノブイリ原発事故だ。河田は友人らとチェルノブイリ 救援・中部を設立し、現地ウクライナの住民の被ばく 防護・除染に取り組んだ。さらに福島原発事故後はチェルノブイリでの経験を活かし、福島の復興を助ける 活動を続けている。

また、河田は専門分野でも、遺伝子組み換え・ゲノム編集に反対する活動を精力的に行っている。私たちが老朽原発訴訟を闘っている関電が、あろうことか、福井県と京大のベンチャー企業などと協定して、ゲノム編集したタイやトラフグの開発している。市民兵・河田昌東が休める時はいつになるのだろうか。

会からない。

【ご案内】12/10 さよなら原発パレード in ぎふ

第 49 回さよなら原発パレード in ぎふ「地震大国 ニッポン 原発とめよう!」 2023 年 12 月 10 日(日)

10:30~@清水緑地公園(JR 岐阜駅南側)

パレード 11:00~

主催: さよなら原発・ぎふ

(連絡先:伊藤 090-8952-0013)

【結集】12.3 とめよう!原発依存社会への暴走 1万人集会 大阪うつぼ公園へ

12.3 とめよう!原発依存社会への暴走 1万人集会

市民の会で、名古屋・栄から

ご覧ください。ぜひご一緒に!

ちらしやホームページを

バス出します。

2023年12月3日(日)

オープニングライブ

12:30~12:55

「月桃の花」歌舞団

Womyn's Parade

福井のうたごえ

屋台の珈琲

集会 13:00~

大島堅一さんから

原発をめぐる情勢について、

全国各地の団体から

デ된 14:30~

ところ 大阪市 うつぼ公園 (大阪市西区靱本町 2-1)

地下鉄四ツ橋線・中央線/本町駅下車

主催 老朽原発うごかすな!実行委員会

TEL: 090-1965-7102



皆様のご支援によって訴訟活動や訴訟の支援活動、広 報活動を行うことができます。2023年度も引き続きご 支援をお願いします。会費は 2,000 円/年です。

各個人の会費納入状況は郵送宛名ラベルに印がござ います。(納入済みは「入」、未納の場合は「未」とな っております。) 2022 年度が未納の方は、こちらも併 せて納入いただけましたら幸いです。よろしくお願い いたします。

会費・カンパのお振込み先

【郵便振替口座】

口座番号:00810-0-153748

口座名義 : 40 年廃炉訴訟市民の会

(ヨンジュウネンハイロソショウシミンノカイ)

【ゆうちょ口座間、他銀行から】

金融機関コード:9900(ゆうちょ銀行)

店番号:089

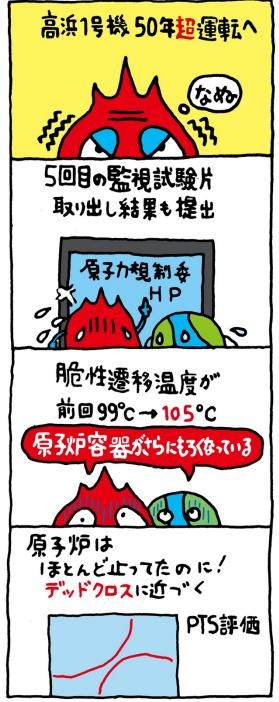
当座預金

店名:〇八九 店(ゼロハチキユウ店)

□座番号:0153748

※会員になって継続的にご支援ください。振込票に、 「入会申し込み」と明記し、氏名・住所・電話番号の ご記入があれば、会員登録されます。メールアドレス のある方はご記入ください。ホームページからも会 員登録できます。メールマガジン等を配信します。

デンジャラスくん No.26 50年超運転



関西電力は 11/2、来年 11 月 14 日に運転開始から 50 年 を迎える高浜原発1号機について高経年化技術評価を行 い、長期施設管理方針を策定して、50 年超運転のための保

【デンジャラスくん通信 発行責任】 ★老朽原発 40 年廃炉訴訟市民の会★ 〒460-0002 名古屋市中区丸の内 2 丁目 18-22 三博ビル 5F 名古屋第一法律事務所内

TEL: 080-9495-9414

E-mail: toold40citizens@gmail.com HP: http://toold-40-takahama.com/people/ FB、Instagram、Twitter などは HP からどうぞ

老朽原発40年廃炉訴訟市民の会